令和5年分の確定申告について(報道発表資料)

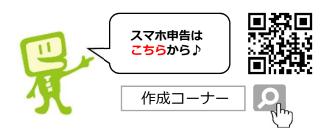
「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて



- ▶ 「確定申告書等作成コーナー」のご案内
 - 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に 沿って金額を入力するだけで申告書の作成・e-Taxでの提出が可能です。
 - スマートフォンを利用した確定申告(スマホ申告)が便利です。
 - ※ 所得税・消費税の申告書のほか、青色申告決算書・収支内訳書もスマホで作成可能
 - ※ 給与の源泉徴収票をスマホのカメラ機能で撮影・自動入力
- ▶ マイナポータル連携による確定申告書への自動入力対象が拡大
 - 令和6年2月以降、給与の源泉徴収票の情報が取得可能となります。 ※ お勤め先(給与等の支払者)が税務署にe-Taxで給与の源泉徴収票を提出していることが必要
 - ふるさと納税や医療費はもとより、令和6年1月以降は国民年金基金掛金やiDeCo・小規模企業共済掛金も自動入力対象に新規追加となります。
- ▶ インボイス発行事業者の方へ
 - インボイス発行事業者は消費税の申告が必要です。
 - インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になられた 方は、売上金額を集計すれば手軽に納税額が計算できる「2割特例」を選 択することができます。

≪この資料についての問い合わせ先≫

福岡国税局 国税広報広聴室 電話 092-411-0031(代表) 092-451-7494(直通)



「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて (自宅からのe-Taxの利用について)

- 国税庁では「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて、確定申告の手続がより簡単・便利になるよう取り組んでいます。
- 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力することで、所得税及び消費税申 告書の作成ができ、作成した申告書をそのままe-Taxにより送信できます。
- 所得税申告書の作成の際に、マイナンバーカードを利用してマイナポータルと連携していただきますと、控除証明書などの **データを申告書へ自動入力(マイナポータル連携)**できるので、集計や入力の手間が不要になります。
- マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録など、事前準備が必要です。令和 5 年分確定申 告(令和6年1月以降)をスムーズに行うためにも、**お早めの準備をお願いします。**

e-Taxの5つのメリット

- 税務署への持参不要
- · 印刷·郵送代不要
- · 添付書類提出不要 ※一部の書類は除きます
- ・確定申告期間中は24時間利用可能 ※メンテナンス時間を除きます
- ・ 早期還付(3週間程度で還付)

e-Taxをご利用の方は… パソコン・スマホ申告は ICカードリーダライタが不要です



マイナポータル連携について

- 「マイナポータル連携」とは、所得税確定申 告の手続などにおいて、マイナポータル経由 で、控除証明書などのデータを一括取得し、 申告書の該当項目へ自動入力する機能です。
- 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コー ナー」で、この機能をご利用できます。

※マイナンバーカードを利用してe-Taxで確定申告書を提出する場合に限ります。



インボイス発行事業者の方へ

- 適格請求書(インボイス)発行事業者の登録を受 けた方は、消費税の申告が必要です。
- 「確定申告書等作成コーナー」では、消費税申告 書の作成・e-Tax送信にも対応しています。是非 ご利用ください。

